

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成31年2月22日
高浜市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会が行う重要な事務として「農地等の利用の最適化の推進」が明確に位置づけられた。

本市は、愛知県のほぼ中央に位置し、ほぼ平坦な地形で温暖な気候などの地理的な条件に恵まれ、水稻、小麦、大豆、養鶏を中心に複合経営を主体とする農業生産が展開されている。

現状としては、耕作者の高齢化が進み、後継者がいない農家も存在するため、今後耕作されない農地が発生する可能性がある。認定農業者等担い手への農地の利用集積を促進していくことが重要であり、遊休農地の発生防止対策や担い手の育成・確保等、積極的に農地等の利用の最適化に取り組んでいく必要がある。

上記のような観点から、活力のある地域の農業が永続的に継承されることを目標に、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が相互に連携し、農業従事者の協力を得ながら「農地等の利用の最適化」を推進するため、法第7条第1項の規定に基づく本市の農業委員会の指針として、具体的な目標と取組方法を定めることとする。

この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）及び本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」にて掲げられた目標の実現に向けて取組むこととし、農業委員・推進委員の任期に合わせ、概ね3年ごとに検証・見直しを行うこととする。

なお、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (2017年度末)	200 ha	0 ha	0 %
3年後の目標 (2020年度末)	192.2 ha	0 ha	0 %
目標 (2025年度末)	178.9 ha	0 ha	0 %

【目標設定の考え方】：直近5年間で農地面積は、平均4ha 減少している。しかし、大規模開発による減少分を除くと毎年平均2ha 減少している。そのことから、今後8年間の農地の減少面積は2ha×7年と想定される大規模開発面積7ha を合計した21ha が減少すると見込まれる。そのため、21ha を目標年までの8年間で除した数を単年度の減少面積として試算した。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について、定期的に農地パトロールなどを行い、違反転用の発生防止・早期発見に努めるとともに、必要に応じ是正措置や耕作者の意向を聴取する。

なお、調査時期については「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施することとするが、問題等が発生した場合は適宜実施し、早急に対応する。

② 農地等の利用調整及び利用権の設定について

利用意向調査の結果、貸付等を希望することとなった場合は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定等により、認定農業者に集積・集約化されるよう農地の出し手と受け手の利用調整を行う。また、あいち中央農業協同組合や農地中間管理機構及び関係機関等連携して取り組むこととする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現状 (2017年度末)	200 ha	89.7 ha	44.8 %
3年後の目標 (2020年度末)	192.2 ha	97 ha	50.5 %
目標 (2025年度末)	178.9 ha	107.3 ha	60.0 %

【目標設定の考え方】：集積率は、「高浜市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」（以下、「基本構想」という。）において、効率的かつ安定的な農業経営における農用地の利用に占める面積のシェアの目標を6割としていることから、2025年度末までに、担い手への農地利用の集積率を60.0%まで引き上げることを目標とする。目標値は、8年後15.2%増加し、年間平均1.9%ずつ上昇することを見込み、3年後5.7%上昇すると試算した。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 農地の利用調整と利用権設定について

担い手に対しては、利用権設定による集積・集約化を推進し、耕作効率の向上のための利用調整に努め、関係機関と連携して取り組む。

② 「人・農地プラン」の作成・見直し

農業委員会として、人と農地の問題解決のため、地域における農業者等による協議の場を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

③ あいち中央農業協同組合等との連携について

農業委員会は、高浜市、あいち中央農業協同組合、農地中間管理機構、認定農業者等と連携し、(ア) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(イ) 利用権の設定期間が満了する農地等について、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現 状 (2015年度～2017年度末)	0人 / 3年間	0経営体 / 3年間
3年後の目標 (2020年度末)	1人 / 3年間	0経営体 / 3年間
目 標 (2025年度末)	2人 / 8年間	0経営体 / 8年間

【目標設定の考え方】：新規参入については、現状の担い手農家等の数を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な数を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関・団体との連携

愛知県、一般社団法人愛知県農業会議、高浜市及びあいち中央農業協同組合などの関係機関や団体と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者を把握し、必要に応じて現地調査等を実施する。

② 農業委員会によるフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入条件の調整を図るとともに、将来の担い手として育成の役割を担う。